

要求水準書に対する質問

質問番号	質問項目	質問内容	質問に対する回答
2-01	p.4 第2 3(1)施設 の概要	想定されている施設内容の中(表中)において、 グランド利用者が利用する諸施設(例えば、更衣 室、休憩室、シャワー室など)が含まれておりま せんが、説明会時グランドにはトイレしか設置さ れず、本件施設が管理機能も兼ねるとのことです 。その当たりの施設内容についてのお考えをお 聞きたい。	質問0-01を参照してください。
2-02	p.4 第2 3(1)イ	「施設は平屋建てを想定する。」と記載されてい ますが、一部2階建てでも宜しいでしょうか？	一部2階建てでも構いません。「第2 3(2)施設 構成の指針」を逸脱しない範囲で提案してくださ い。
2-03	p.5 第2 3(2)ウ 情 報化への対 応	(イ)の内容でPCの設置は事業者側と読み取れ ますが、募集要項P3の事業範囲では、情報シス テム等は、町が自ら実施する、とあります。町が 実施する内容を具体的に御指示下さい。	町はサーバー、PC、ネットワーク機器等を設置 し、配線も行います。事業者はそれらの機器の設 置に適した施設の設計及び建設を行うと理解し てください。
2-04	p.6 第2 3(2)カ 駐 車場・駐輪 場について	駐車場・駐輪場について、違法駐車車両の撤 去・処分の方法、使用料の徴収等の管理方法に ついてどのように想定しているか明示願います。	違法駐車車両の撤去・処分の方法について、事 業者は違法駐車を防ぐべく努力し、町は撤去・処 分を実施します。 また、使用料については無料を想定しています。
2-05	p.6 第2 4各部門の 空間機能要 件	「4.各部門の空間機能要件」に記載されている什 器備品等の工事範囲については、別途工事区分 等でご指示があるものと考えて宜しいでしょ うか？例えば、喫茶・軽食コーナーの厨房機器、多 目的ホールの装置等について等々。	什器備品等の選定、購入及び設置については、 建物本体と一体として事業者が提案したものを 除き、町が実施します。詳細な工事区分につい ては、別途公表する「別紙2-4 部門別設備一 覧」を参照してください。
2-06	p.7 第2 3(2)カ 駐 車場・駐輪 場(イ)	～身体障害者専用スペースを設け～とありま すが、具体的に何台必要でしょうか。	応募者の提案に委ねるものとします。
2-07	p.7 第2 4各部門の 空間機能要 件	控え室・リハーサル室<整備基本方針P6・9> とありますが、要求水準書にはありません。不要と 考えてよろしいですか。	必須ではありませんが、事業者の提案に委ねる ものとします。
2-08	p.7 第2 4(1)総合共 通部門	(ケ)全館案内板は施設の配置変更に対応 可能な形態とする、とありますが、各施設の配置 が随時変更される状況とは、どのような状況で しょうか。	「第2 2(5)変化に対する対応性の確保」に該 当するものと理解してください。その他の例として は、図書館内における図書の配架の移動があり ます。
2-09	p.7 第2 4(1)総合共 通部門	オ 新聞・雑誌コーナーの新聞・雑誌物の設置は、 事業者側の設置のなるのでしょうか。	町が実施します。
2-10	p.7 第2 4(1)カ(イ) スタジオ・ AV室の受 付及びス タッフ	スタジオ・AV室の受付業務は特に専門性は必要 ないと思いますが、機器の取扱いやセッティング 等で専門スタッフがいないと、機器の破損等につ ながりかねません。導入機器の性能水準との兼 ね合いで常駐スタッフの検討が必要になってくる ものと思われませんが、スタジオ・AV室のスタッフと 導入機器の性能水準との兼ね合いについて、ご 教示願います。	ご指摘の点については、専門家が使用する装置 ではないものを想定していますが、操作マニュアル に基づく説明で、使用が可能な装置を想定し ています。
2-11	p.8 第2 4(2)資料・ 情報部門	(2)資料・情報部門の内容で、町と事業者側の範 囲が混在しているように思えます。明確に御指示 願います。	情報システムに関する機器については、質問2- 03を参照してください。
2-12	p.9 第2 4(2)イ 一 般開架ス ペース (ス)	～車椅子用読書席を適宜設ける。とありますが、 「適宜」とは、どう言う事でしょうか。何席設けれ ばよいでしょうか。	応募者の提案に委ねるものとします。
2-13	p.10 第2 4(3)ア多目 的ホール	多目的ホールの可動式椅子の席数は200席<要 求水準書P10・整備基本方針P11>と300席<建 設基本計画P52・57>がありますが、200席を優 先としてよろしいですか。	ご指摘の通りです。
2-14	p.10 第2 4(3)ア(ウ)	椅子200席(可動収納式)、ステージ、(収納式)、 予備テーブル(折畳式:3人掛け*20台)、折り畳 み椅子、暗幕、スクリーン、白板のうち事業者の 事業範囲となるものはどれでしょうかご教示くだ さい。	質問2-05を参照してください。

2-15	p.11 第2 4(3)イ(ウ)	各種AV機器、スタジオ照明、各種収納設備、暗室、作業台 アンテナ線のうち事業者の事業範囲となるものはどれかご指示ください。	質問2-05を参照してください。
2-16	p.11 第2 4(3)ウ 集 会室 (ア) (イ)	電源コンセントを多めに設置する。とありますが「多め」とは幾つ設置するのでしょうか。	応募者の提案に委ねるものとします。
2-17	p.12 第2 4(3)ク 託児所・ホラ ンティア室・住 民参加・男 女共同参画 推進コーナ	ク 託児所・ホランティア室・住民参加・男女共同参画推進コーナーの什器・備品等の設置は町と考えて宜しいのでしょうか。	ご指摘の通りです。
2-18	p.12 第2 4(3)ク 託児室につ いて	「学習・創造活動を支援する部門」の施設の一つとして託児室が設けられておりますが、利用対象者についてご教示願います。また、託児室には、常駐スタッフを配置するお考えでしょうか？	託児室の利用者は、諸室を利用する団体が主催事業等を実施する場合を想定しています。また、主催者において、育児スタッフを手配するよう、想定しています。
2-19	p.14 第2 4(4)ウ (オ)派遣職 員控室	「派遣職員控室」は、どのような職種の対象職員、またその人数についてはどのくらいを想定しているのかをご教示ください。	ここでいう「派遣職員」とは、事業者側の職員を指します。従って、人数は応募者の提案に委ねます。
2-20	p.14 第2 4(5)エ ビオトープ について	ビオトープについて、地域の希少種等がございましたらご教示下さい	希少種の保存を目的とするものではありませんが、ビオトープ空間を形成し、植生の復活を期待するものです。貴重植物の一覧については、生涯学習施設建設準備室において閲覧に供します。
2-21	p.14 第2 4(5)エ ビオトープ について	ビオトープの創造および維持管理業務は、事業者の業務範囲外と理解してよろしいでしょうか？	ビオトープ空間の創造は事業者の業務範囲に含まれます。維持管理については、貴重植物の保全が事業者の業務範囲外となりますが、清掃等の通常業務は事業者が実施します。
2-22	p.14 第2 4(5)エ	現地説明会でもご説明がりましたが、ビオトープの配置について、現状敷地にある沼地の活用が条件となるのでしょうか。また、生涯学習センター敷地以外での確保(提案)も可能でしょうか。また、その為の費用は設計及び建設に要する費用に含まれるのでしょうか。	現状敷地の沼地の活用は必須条件ではありませんが、敷地以外での提案は想定していません。敷地内でのビオトープ空間の設計費及び建設費は費用に含まれます。なお、ビオトープと敷地内の調整池を兼ねることも可能です。
2-23	p.15 第2 5 設備計画 について	ガス設備は設置する必要はないと理解してよろしいでしょうか？	ガス設備は不要です。全て電気にて代替してください。
2-24	p.15 第2 5 設備計 画 について	前回の要求水準書(案)の内容と比較し、ガス設備の項目が削除となっておりますが、ガスの種類の指定などはなくなったと考えてよろしいのでしょうか。	質問2-23を参照してください。
2-25	p.16 第3 1(5)町が 実施する業 務との連携	(5)町が実施する業務との連携で町が自ら運営を行うサービスとは、具体的になんのでしょうか。	図書館本館機能を始めとする、ソフト部門の運営です。
2-26	p.17 第4 2(3)設備 維持管理業 務	「本事業の建設工事に含まれる家具・什器その他の備品」とありますが、事業者が建設工事に含めて整備すべき家具・什器その他の備品のリストをご提示下さい。	質問2-05を参照してください。
2-27	p.17 第4 2(3)設備 維持管理業 務 ア	「交換」とありますが、これについては個々の設備の消耗部品交換を指すものであり、設備更新ではないとの理解で宜しいのでしょうか。	ご指摘の通りです。
2-28	p.18 第4 2(3)設備維 持管理業務 カ 補修及 び修繕(ア)	事業期間終了直後(概ね3ヶ年以内)に大規模修繕が必要となった場合の費用負担は官民どちらとなるのでしょうか。事業期間中の大規模修繕は町が直接行うこととなっているため、予算確保等の理由により必要な大規模修繕が行われない可能性があります。このような場合において事業期間終了直後に大規模修繕を行う必要が生じたからといって費用が事業者負担となるのは合理的でないと考えます。	ご指摘の点は、あくまでも合理的な長期修繕計画を作成するうえでの基準であり、事業期間終了直後も大規模修繕の費用は町が負担すると理解してください。

2-29	p.18 第4 2(3)設備 維持管理業 務カ(ア)	「ア 事業期間終了直後(概ね3ヶ年以内)に大規模修繕が必要にならない」とありますが、大規模修繕に関しては町のご負担で実施すると規定されており、事業者が「留意」しても責任を持てる内容ではないのではないかと考えますが如何でしょうか。	質問2-28を参照してください。
2-30	p.18 第4 2(3)設備 維持管理業 務カ(ア)	設備維持管理業務の補修及び修繕につきまして、「事業期間終了直後(概ね3ヶ年以内)に大規模修繕が必要にならないようにすること」との水準が求められておりますが、一方、大規模修繕は町が直接対応する業務と区分されております。町が直接行う大規模修繕の内容により事業期間終了後の施設の状況も左右されるものと思われるため、「事業期間終了直後(概ね3ヶ年以内)に大規模修繕が必要にならないようにすること」との要求水準につき見直しをご検討ください。	質問2-28を参照してください。
2-31	p.18 第4 2(3)設備 維持管理業 務カ(ア)	「事業期間終了直後(概ね3ヶ年以内)に大規模修繕が必要にならないようにすること。」と記載されてますが、その期間に大規模修繕が発生した場合、民間事業者側に補償請求することをお考えでしょうか？	質問2-28を参照してください。
2-32	p.18 第4 2(3)設備 維持管理業 務カ(ウ)	「大規模修繕に関しては町の直接負担とし、事業者の提案価格には含めないものとする。」と記載されていますが、大規模修繕計画については、本件提案書では、参考価格を含めて一切言及しなくてよいと解釈して宜しいでしょうか？	大規模修繕に要する費用は提案価格に含まれません。ただし、大規模修繕を含む長期修繕計画に対する考え方を「(様式18)維持管理業務説明書」に記載してください。
2-33	p.19 第4 2(4)キ 清 掃業務の電 気・水道費	清掃業務実施に必要な電気・水道費は町負担となっておりますが、その他の業務(建設、運営維持管理)実施において必要となるユーティリティ費用につきましても町負担と認識して宜しいのでしょうか。	建設期間中は事業者の負担、施設引渡以降は町の負担となります。
2-34	p.20 第4 2(6)付帯 事業(運動 広場)の維 持管理業務	多目的グラウンド、グラウンドゴルフ場の芝の品種について明示願います。また、町の管理基準の公表時期についても併せてご回答願います。	芝の品種は野芝を想定しています。 運動広場に関する町の管理基準はおおむね以下の通りです。 ・機械除草 年4回 ・樹木薬剤散布 年2回 ・芝刈り 年8回 ・芝施肥 年1回 ・芝目土 年1回 ・人力低木剪定 年1回
2-35	第4 2(6)付帯 事業の維持 管理業務	工.管理・運営部門の項に運動管理室含むとあり、当該建物内には事務的なスペースしか想定されていませんが、運動広場の管理上、用具庫・医務室等は必要ないでしょうか。又、広場には便所のみ建設との説明を受けましたが、石灰・客土・ネット・グラウンド整備用具のための用具庫及び日陰・雨避けの東屋のような建物の計画はありますか。建設する計画があるとして、当該建築物とは別途と考えてよろしいでしょうか。又、運動広場の管理範囲、グラウンド整備・芝の植替え・砂等の入替え等明確な範囲をお示し下さい。	医務室は不要ですが、運動広場の維持管理に必要な用具庫は、建物内に規模を含めて提案してください。 その他の建物は、本件施設とは別途と理解してください。 客土は約60立米であり、運動広場の敷地内にストックすることを想定しています。 なお、運動広場に関する町の管理基準については、質問2-34を参照してください。
2-36	p.21 別紙2 1、 別紙2 2	勤務体制や人員配置は(想定)との記載があり、あくまでこの人員を要する必要はないとのことでしょうか。どこまで制約されますか。また、休館日に毎週月曜日が指定されましたが、休館日の勤務体制についてもお考えをご教示下さい。	勤務体制や人員配置については応募者の提案に委ねるものとします。 休館日の勤務体制については、全館休館を想定しています。
2-37	p.21 別紙2 - 1 7.勤務体 制につい て	要求水準書21頁7.勤務体制に、「正職員4名」とありますが、これは今回設立するSPCが直接職員を雇用しなければならないという事でしょうか？それともSPCが業務を委託する協力会社の社員であれば良いのでしょうか？	協力会社の社員でも構いません。

2-38	p. 22 別紙2 - 1 7. 勤務体制 について	「正職員4名、臨時職員2名での勤務ローテーションによる」とされておりますが、本職員は町の職員が派遣されるという意味でしょうか、事業SPCで雇用し配置するという意味でしょうか。また、本事業SPCで配置する場合、本業務を第三者に委託し配置するということをご了解いただけるようご検討ください。また、本配置につきまして、「窓口業務」等他業務との兼務配置は可能でしょうか。	第三者でも構いません。他業務との兼務配置も可能です。
2-39	p. 22 別紙2 - 1 7. 勤務体制 別紙2 - 2 2. 人員配置	「正職員4名、臨時職員2名での勤務ローテーションによる。」と記載されていますが、想定人員数については、提案者側において合理的な数値に変更してよろしいかご教示ください。	質問2-36を参照してください。
2-40	p. 25 別紙2 - 3 3 従事者の確保・服務(1)	事業SPCは業務に従事する者として、「関係法令等の遵守事項に基づいたサービスができ、かつ、心身共に健康な人材を確保し、業務に支障のないように適格に配置する」とありますが、本趣旨に基づく管理責任を事業SPCが負った上で本業務を第三者に委託することは可能でしょうか。	質問2-38を参照してください。
2-41	p. 25 別紙2-3 10 業務従事者の服務仕様書	10 費用負担の業務遂行にかかる消耗品、備品等は甲の負担とする。とありますが、今回の提案内容の価格には含まないと考えて宜しいのでしょうか。	ご指摘の通りです。